

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	3-19
処分の種類	訪問購入事業者への必要措置等の指示			
根拠法令条例等・条項	特定商取引に関する法律第58条の12第1項、第68条 特定商取引に関する法律施行令第19条			
処分の概要	知事は、訪問購入において、違法及び不当な行為を行った事業者に対し、必要な措置等をとるべきことを指示することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定商取引に関する法律第58条の5から第58条の11の2、第58条の12</p> <p>(指示) 第五十八条の十二 主務大臣は、購入業者が第五十八条の五から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、売買契約の相手方の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。</p> <p>一 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。</p> <p>二 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、当該売買契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第五十八条の十第一項第一号から第六号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>三 訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げないこと。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p>			
基準の制定根拠	—			